

改正概要説明書	
国名：チリ	法令名：産業財産法
改正情報：2012年2月6日施行	
改正概要：	
<p>1. 国際出願について</p> <p>PCT加盟(2009年6月2日施行)に伴う規定が追加された。(第114条 - 第121条)</p> <p>2. 「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」について</p> <p>チリはニース協定には未加盟だが、ニース協定の国際分類は活用。2010年9月1日から第9版を採用。これに伴う規定が追加された。(第23条)</p>	
改正内容：	
<p>・第14条</p> <p>「公証人の下で署名された私署証書」が単なる「私署証書」に変更された。</p> <p>「関連の要約には、行為又は契約が生じた日、及び規則が定めるその他の詳細を示さなければならない。同様に、外国で生じる行為又は契約を、関連する登録の欄外に注記することができる。」が追加された。</p> <p>・第15条</p> <p>委任代理人の権限に関して明確化された。</p> <p>・第21条</p> <p>商標登録出願の分割に関する規定が追加された。</p> <p>・第23条</p> <p>「国際ニース分類の複数の類に所属する製品及び／又はサービスが単一の出願に含まれる場合、この出願は、結果として1の登録となる。」が追加された。</p> <p>・第114条 - 第121条</p> <p>PCT加盟に伴う国際出願に関する新設条文である。</p>	